

令和6年3月 菰崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日(月) 13:30～14:30

2. 開催場所 菰崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(18名)

農業委員

1 番 柳本 進
2 番 仲田 孟
3 番 伊藤 光
4 番 (欠番)
5 番 横森 武千代
6 番 志村 保則
7 番 伴野 正明
8 番 比志 秀樹
9 番 樽林 信昭
10 番 山本 弘行
11 番 深澤 博文
12 番 鶴田 好仁
13 番 駒井 恵二
14 番 山本 昌巳
15 番 秋山 武仁
16 番 矢崎 芳章
17 番 飯野 直人
18 番 浅川 節子
19 番 堀川 喜美雄

農地利用最適化推進委員

20 番 雨宮 一夫
21 番 曾雌 源興
22 番 猪股 昇
23 番 猪股 和宏
24 番 金丸 光太郎
25 番 今福 重幸
26 番 小泉 尚志
27 番 内藤 幹雄
28 番 小澤 仁
29 番 功刀 良人
30 番 中込 秀樹
31 番 小野 賢治
32 番 井上 清
33 番 志村 圭一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	15件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	2件
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	3件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	5件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：結城 正剛

事務局次長：早川 洋

書 記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和6年3月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中18名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、3番 伊藤 光 委員、5番 横森 武千代 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	15件	15,380.03 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	1,112 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	6件	3,743.64 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地利用集積計画の承認について	2件	4,223 m ²
議案第5号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の取得の承認について	3件	4,580 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件	8,316 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	5件	9,528 m ²
合計		33件	46,882.67 m ²

次に、会務報告ですが、

3月7日、山梨県農業会議理事会及び山梨県農業委員会協議会理事会に柳本会長が出席しまし

た。

3月11日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小屋が出席しました。

3月22日、山梨県農業会議臨時総会及び山梨県農業委員会協議会通常総会及び市町村農業委員会会長会議・研修会に柳本会長が出席しました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが15件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）譲渡人の希望による所有権移転の申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）野菜等栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）野菜等栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）野菜等栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）野菜等栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号11番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費野菜の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号12番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互交換のための所有権移転の申請であります。

申請番号１３番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互交換のための所有権移転の申請であります。

申請番号１４番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）自家消費の栽培のための所有権移転の申請であります。

申請番号１５番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）水稻・野菜等の栽培のための所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議長>

これより、質疑に入ります。

<委員Ａ>

申請番号７番から１０番の申請人について、たびたび目にする人物ですが、経営面積が広大で大規模に経営をしているようですが、どのような農業経営をしているのか教えてください。

<事務局>

この申請人につきましては、穂坂の遊休農地を買受し、山林状態のところを伐採、土壌改良をし、野菜の作付を中心に行っております。

<委員Ｂ>

申請番号７番と８番は同じ面積ですが、本当にこの面積なのでしょうか。

<事務局>

記載のと通りの面積です。

<議長>

その他に質疑がありますか？

（質問・意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第１号、申請番号１番から１５番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第１号については原案のとおり承認といたします。

次に議案第２号「農地法第４条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局

より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の5ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井宮ノ前、個人住宅建築のための進入路駐車場建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：伴野委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

<委員C>

今回は住宅建築のための進入路とのことですが、建築後はどこが進入路になるのでしょうか。

<事務局>

同一敷地内にお孫さんが家を建てるとのことですので、建築後は現在使用している国道沿いの進入路を使用します。住宅としての進入路はありますが、機材等を入れることができないため、今回の申請となりました。

<議 長>

その他に質疑がありますか？

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、申請番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の6ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、所有権の移転に関するものが5件、貸借権の設定に関するものが1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は若宮一丁目、病院の駐車場建設のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は栄一丁目、保育園駐車場建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原、農産物直売所駐車場建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町三ツ石、太陽光発電施設設置のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は神山町鍋山上小路、大村記念公園駐車場建設のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は大草町若尾竹ノ下、個人住宅建設のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番、2番：伊藤委員

申請番号3番：猪股（和）委員

申請番号4番：小泉委員

申請番号5番：駒井委員

申請番号6番：飯野委員

（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から6番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の9ページをご覧ください。今月の農用地利用集積計画の承認については2件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：ぶどう、期間：10年、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃貸借権、作物：水稻、期間：5年、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、1番から2番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

議案集の10ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については3件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：ぶどう、期間：10年8ヶ月、再設定です。

申請番号2番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：10年8ヶ月、新規設定です。

申請番号3番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：10年8ヶ月、新規設定です。

<議長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、1番から3番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議長>

賛成多数ですので、議案第5号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が1件、通知が5件です。議案集の12ページをご覧ください。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町上円井石之坪他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を説明いたします。

報告該当土地1番	該当所在地：穂坂町三ツ澤三石	1筆	4,252 m ²
報告該当土地2番	該当所在地：穂坂町三ツ澤三石	1筆	1,752 m ²
報告該当土地3番	該当所在地：中田町小田川中道	1筆	2,393 m ²
報告該当土地4番	該当所在地：清哲町樋口御崎原	1筆	327 m ²
報告該当土地5番	該当所在地：清哲町樋口御崎原	2筆	804 m ²

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

(その他の件について、事務局より説明)

質疑等ございますか？

(質疑なし)

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<副委員長>

(閉会あいさつ)

<事務局長>

以上をもちまして、令和6年3月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参加した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美